

ひきこもり等のサポートガイドラインの活用方法（案）

- (1) 「ひきこもりに係る支援の充実に向けて」提言（令和3年8月）の理念を反映した本ガイドラインを広く周知し、支援団体や関係機関等に活用いただく。
- (2) 都は、ひきこもり等のサポートガイドラインの方針に沿った支援を行う支援団体として連携する団体を「都の連携団体」とし、協定を締結する。
- (3) 区市町村は、本ガイドラインを参考に、身近な地域における支援団体や都の連携団体を含むプラットフォームを構築する。